

地域共生のための包括的相談支援体制構築事業について

(福祉長寿局地域福祉課)

1 概要

少子高齢化や地域における人間関係の希薄化等を背景に、8050 問題、ダブルケア、大人のひきこもりなどの複合課題や制度の狭間の課題が生じる中、市町における「丸ごと受け止める」「断らない」相談支援を行うための包括的な相談支援体制整備が必要であることから、市町の体制構築に向けた取組を支援する。

2 社会福祉法の改正 (① H30.4 施行 ② R2.6. 公布、R3.4 施行)

区分	概要
市町の責務(法 106 条の 3)	<ul style="list-style-type: none"> 総合的な相談支援体制づくり 住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制づくり
県の責務(法 108 条)	<ul style="list-style-type: none"> 県地域福祉支援計画の策定 (市町地域福祉計画の推進) 市町における法 106 条の 3 で掲げる事業の実施の支援

3 市町における包括的支援体制の構築

複合的な課題等を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いながら適切な支援をしていくため、市町は、次の3つの支援を一体的に行うことができるよう包括的支援体制を構築することが求められている。

- ① 相談支援 ② 参加支援 ③ 地域づくりに向けた支援

国は、市町の包括的支援体制の整備に向けて、社会福祉法に基づく新たな交付金事業(重層的支援体制整備事業)を創設し、令和3年度から任意事業として開始する。

事業を実施する市町への財源措置として、高齢・障害・子ども・生活困窮の各分野の関連事業の補助金を一本化し、新たな事業への補助金とともに一括交付する。

<県内の状況> R3~重層的支援体制整備事業への移行準備市町：熱海市、小山町、函南町、伊豆市

〔 包括的支援体制における
3つの支援の全体像 〕

※ 重層的支援体制整備事業では、高齢・障害・子ども・生活困窮の各分野で取り組んでいる相談や地域づくりの財源を一本化するため、分野を超えた支援が可能。



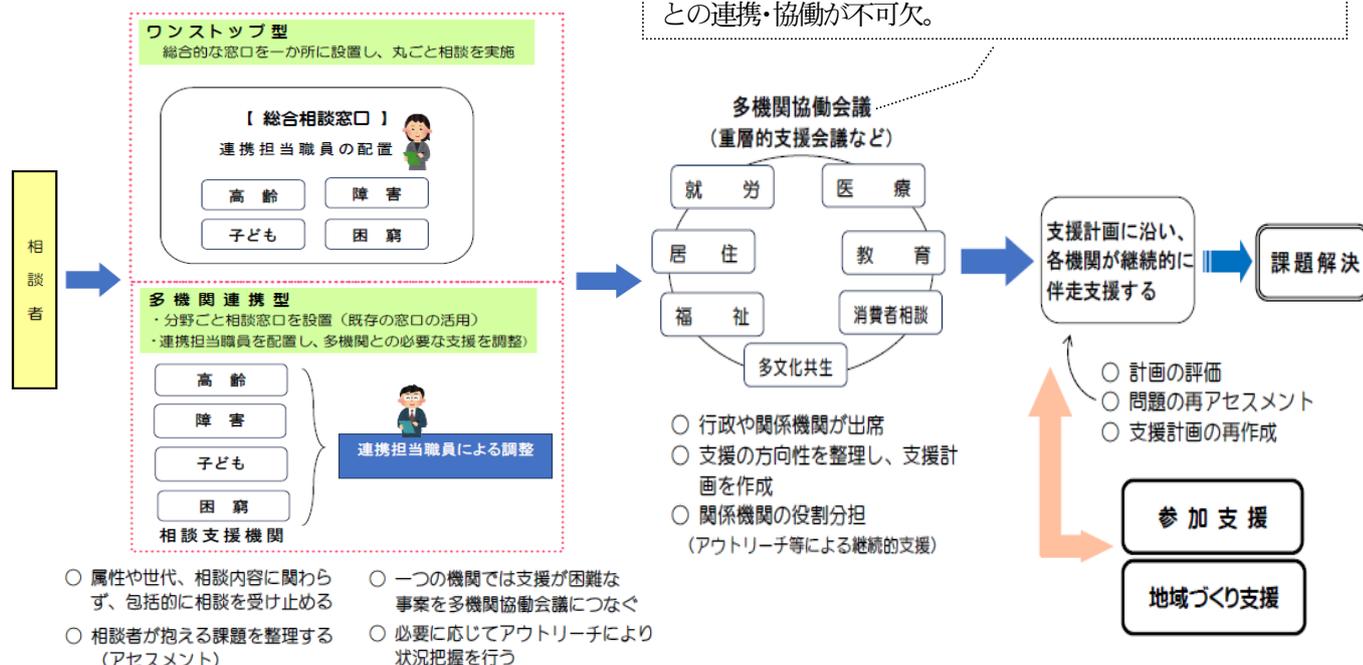
4 県事業の方向性等

(1) 目標

3つの支援のうち「相談支援」は、複合的な課題等の解決に当たっての入口となる重要な支援であることから、令和6年度末までに、県内全市町における体制構築を目指す。

区分	R元	R2	R3	R4	R5	R6
体制構築市町数	11	13	15	20	27	35

【包括的相談支援体制のイメージ】



(2) 事業の方向性

- 住民からの相談に分野を超えて総合的に応じ、関係機関と調整を行う体制づくりを市町が早期に構築できるよう、アドバイザー派遣や相談支援等により市町の包括的相談支援体制構築への支援を実施する。
- 令和3年度からは、複合課題や制度の狭間の課題等に対しては、一つの分野だけの支援では解決できないことが多いことから、新たに人材養成研修を実施し、分野横断的に調整を行うことができる連携担当職員を養成していく。

5 事業内容等 <事業費予算 R2 : 3,000 千円>

区分	内容	R2実績（予定含む）
市町の体制構築支援事業	市町へのアドバイザー派遣	5市町：沼津市、藤枝市、函南町、小山町、熱海市
	市町の体制整備に係る相談支援	6市町：伊豆市、御殿場市、三島市、静岡市、島田市、伊東市
	包括的相談支援体制構築推進部会	連携担当職員養成研修カリキュラム検討、市町支援方針検討
地域別研究事業	地域別研究会の実施	5か所（下田市、沼津市2回、静岡市、浜松市） 導入研修、先進事例紹介、グループ討議等